

Title	沿岸域利用の新秩序形成に関する考察
Author(s)	敷田, 麻実; 日高, 健
Citation	地域漁業学会第43回大会一般報告要旨集: 38-38
Issue Date	2001-12
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16934
Rights	本著作物は地域漁業学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Regional Fisheries Society. Copyright (C) 2001 地域漁業学会. 敷田麻実, 日高健, 地域漁業学会第43回大会一般報告要旨集, 2001, p.38.
Description	

沿岸域利用の新秩序形成に関する考察

敷田 麻実 (金沢工業大学)・日高 健 (近畿大学)

1 はじめに

海洋性レクリエーションに代表される非産業的利用が活発化し、非産業的利用、漁業外の産業的な利用と漁業との間でさまざまな競合や紛争が起こっている。しかし、漁業法を基本とした現在の秩序形成の制度は非漁業による利用を想定しておらず、このような状況を総合的に解決する仕組みが日本の沿岸域に存在しない。このため、利用の輻輳・競合が進行しても、自律的な調整ができない状態にある。一方、貴重な沿岸域の自然はさまざまな形で改変されているが、最近はその価値の再評価から開発への反対の声が強まっている。

そこで本報告では、沿岸域の自然環境とさまざまな利用の間に包括的に秩序を形成する沿岸域管理の可能性とその遷移過程について、最近議論されているエコシステムマネジメントの視点から検討し、今後の沿岸域の新たな利用秩序の形態について考察を行った。

2 エコシステムマネジメントと沿岸域管理

沿岸域管理は、沿岸域環境や資源の利用と保全を自律的、一元的に管理しようとするものである。この発想は、最近陸上の生態系で議論されている「エコシステムマネジメント」や「流域管理」と共通する点が多い。エコシステムマネジメントは、多元的な利用の拡大と森林に対する価値認識の拡大から誕生したが、沿岸域でも現在そうした背景ができあがりつつある。エコシステムマネジメントの視点とは、その際に重要となる沿岸域の環境保全や資源保護とその利用のバランスを自律的にとる制度や仕組みをいかに作り出すかということである。

しかし、従来から日本の沿岸域に存在する管理を否定するのではなく、そこから沿岸域管理のような新たな枠組みに至る過程をデザインし、そこへ誘導することが求められる。このためには、制度の遷移あるいは制度の進化の過程をとらえることが必要である。本報告では、その遷移を、①沿岸域環境と資源利用の持続可能性と②管理の開放度（オープンネス）の視点で分析した。

3 沿岸域管理の遷移過程

従来の管理から沿岸域管理に至るまでにはいくつかのステップがある。そして一定の管理が持続する場合もあるが、管理の形態が遷移（進化）して行くケースもあると思われる。

まず沿岸域に従来から存在した管理は、①慣習による管理、②所有権による管理、③管理権による管理に分類される「古典的管理（原初的管理）」である。しかし古典的（原初的）管理は、いずれも原則として新たな利用者の存在を認めない、閉じた管理である。そのため新たな利用者の参入によって管理は不安定化する。

こうした不安定さを、管理の開放度をあげながら解決しようとする試みが、その資源や環境の利用に直接関わる利用者、つまり直接的利害関係者によって管理を行う「利害関係者管理」である。この状態が遷移過程にある日本の沿岸域管理で多く見られる。しかし、いったん形成されたかに見える秩序も、技術革新、資源や環境の変化あるいは新たな参入者の出現で再び不安定化する。

ここで、開放度を上げながら管理を実現する仕組みとして登場するのが、管理者を設定し、その管理者に管理を委任する「管理者管理」である。管理者管理は連続的に参入する利用者を管理者の権限で管理する方法であり、近代的管理手法に基づく体系的管理であり、不特定多数の広範囲の管理も可能である。欧米での先行事例はこれにあたる。

一方、狭い範囲では一般の利用者が広く参加する「利用者管理」の実現も可能である。利害関係者のみならず一般利用者まで参加する NPO 法人のような管理組織を結成し、この組織のもとに管理を行う方法である。海面ではまだ事例がないものの、NPO による法定外公公共物の管理は実例があり、また漁協組織の改善による発展可能性も否定できない。